

資料編

資料Ⅰ 監査委員制度とは

1 監査委員制度の沿革

(1) 監査委員制度の創設

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)により、監査委員及び事務局の設置並びに監査委員の職務権限について規定されています。

(2) 監査機能の充実

昭和23年以降、法も逐次改正され、監査委員の職務権限の拡充や事務局体制の整備など、監査機能の充実が図られてきました。

(3) 行政監査の導入

平成3年4月の法改正で、財務監査に加え一般の行政事務についても監査の対象とする行政監査の導入が図られました。

(4) 外部監査制度

平成9年6月に法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

(監査委員制度と外部監査制度と相まって地方公共団体の監査機能全体の強化)

(5) 地方公共団体財政健全化法の成立

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)が成立し、監査委員は健全化判断比率等を審査することになりました。

2 監査委員の職務

監査委員は、地方公共団体が必ず設置しなければならない執行機関の一つで、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営にかかる事業の管理の監査を基本的職務として置かれたものです。また、必要があると認めるときは、地方公共団体の事務の執行についても監査できることとなっています。

法において、監査委員は普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業を監査すると規定されているように、監査委員の役割は、不正又は違法の摘発を旨とするものではなく、財務や経営に関する監査を通じて地方公共団体の行政の適法性、あるいは妥当性を確保・保障することにあります。

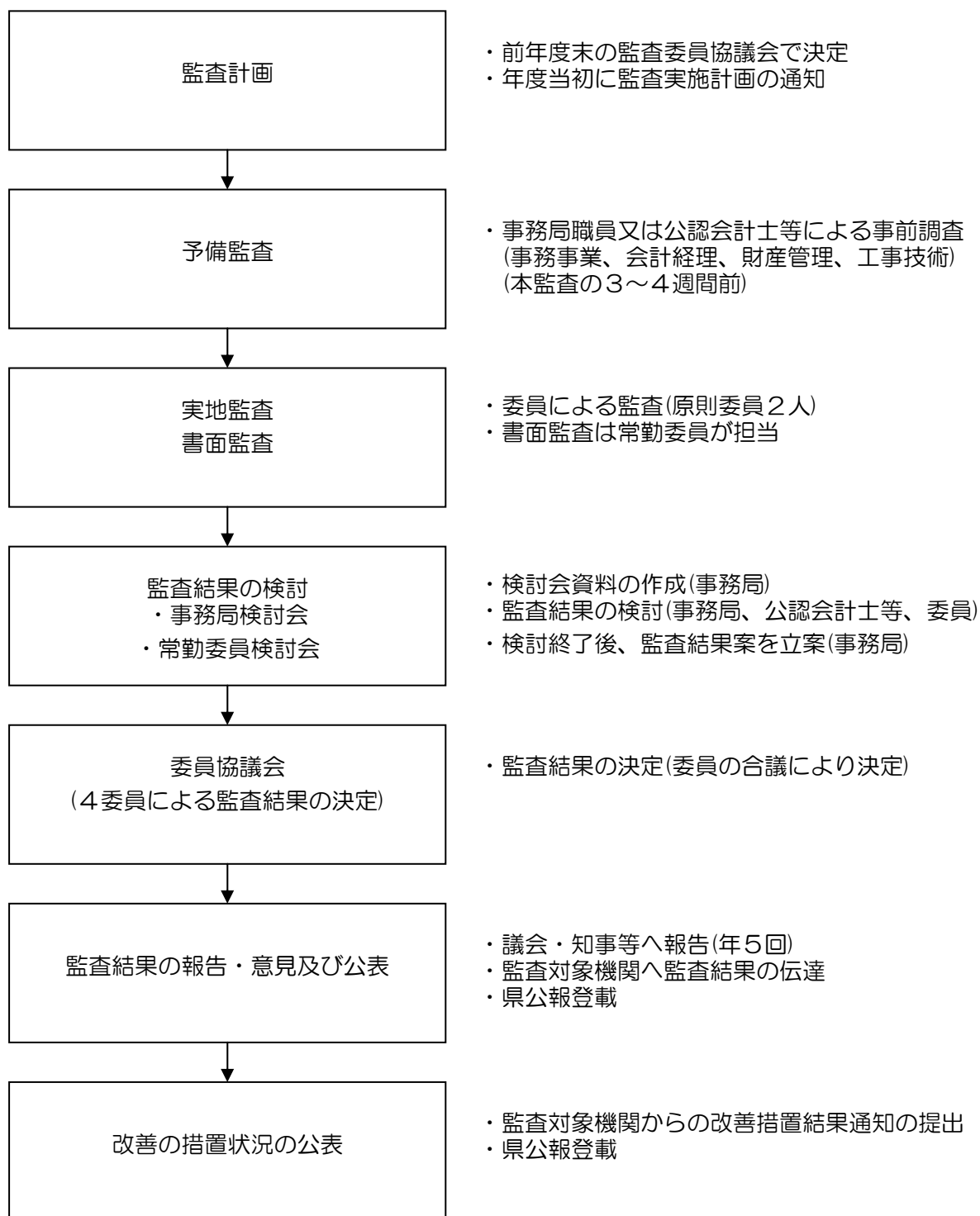
地方公共団体が、その事務を処理するに当たって、住民の福祉の増進に努めているか、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めているか、常にその組織及び運営の合理化に努めているか等に意を用いて指導しています。

このように、監査は、正確性、合規性の観点を主眼としながらも、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しています。

なお、本編第1で既述しましたが、監査委員の選任については、地方自治法に基づいて、識見を有する者及び議員のうちから、知事が議会の同意を得て4人を選任します。本県では、条例で議員から選任する監査委員は2人とされ、識見の監査委員2人は常勤と定められています。

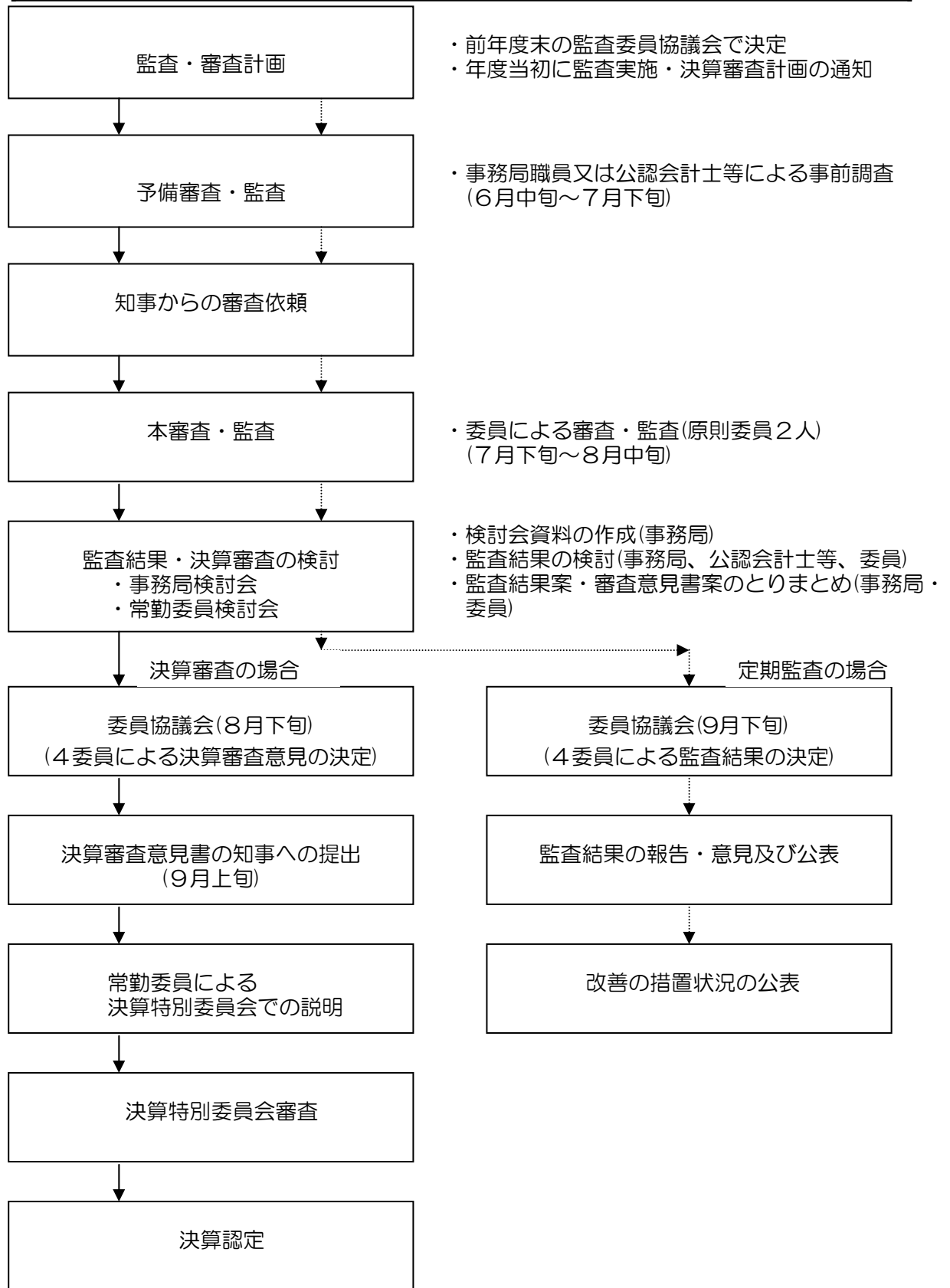
3 監査事務の流れ

定期監査(出先機関)



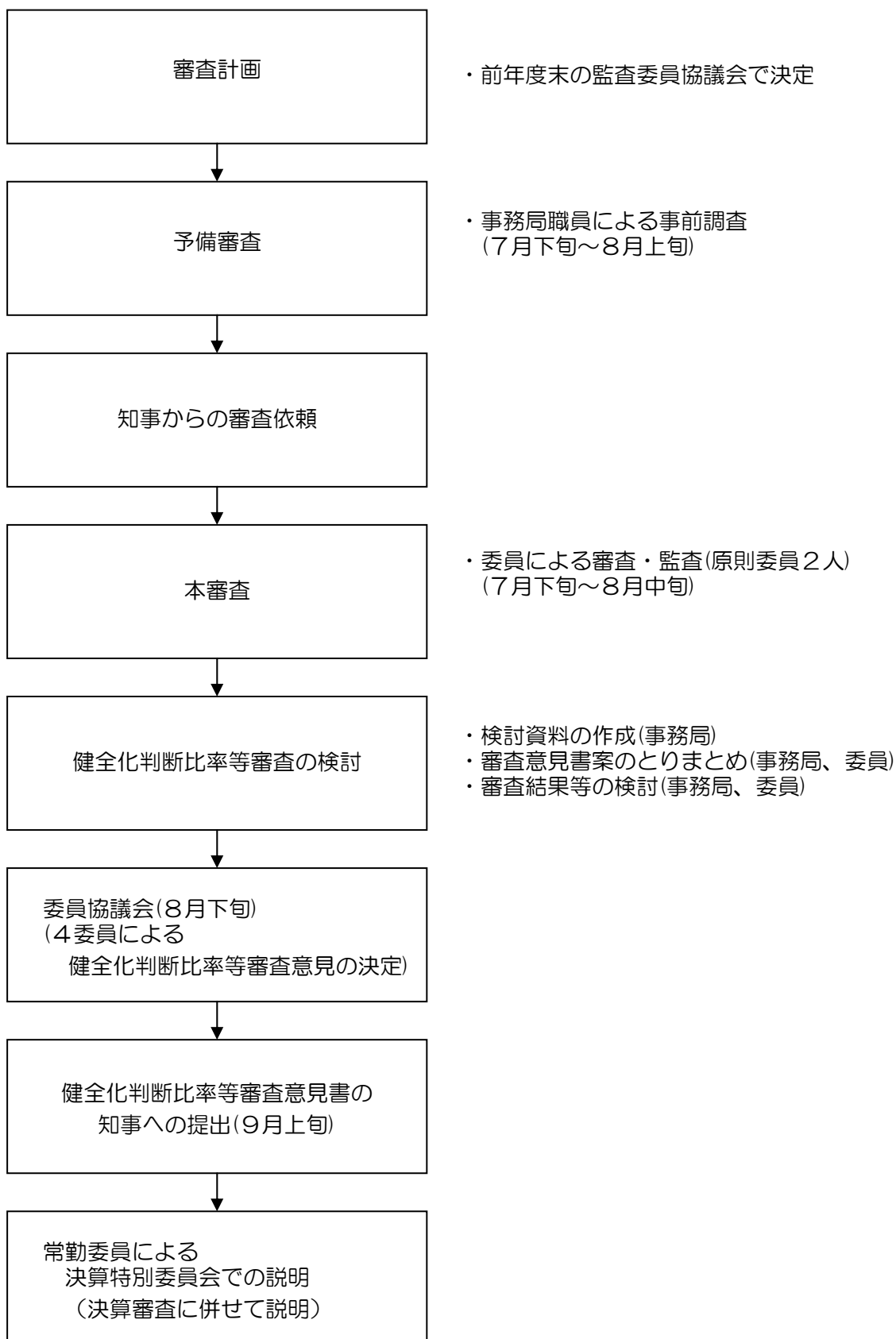
(注) 財政的援助団体等の監査についても、上記の流れに準じて実施しています。

定期監査(本庁)・決算審査

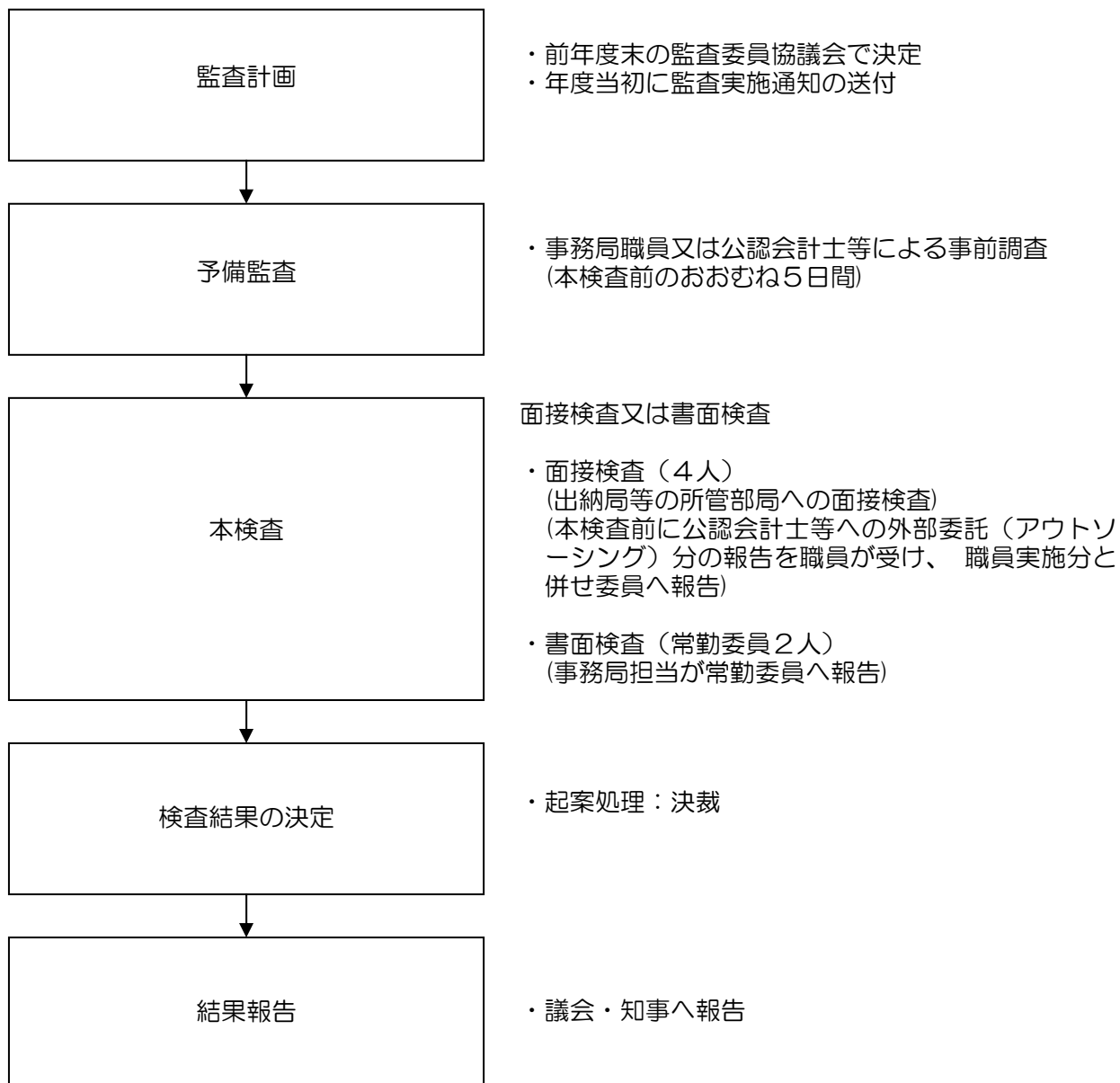


——▶ 知事からの依頼に基づく決算審査の流れ
▶ 定期監査(本庁)の流れ

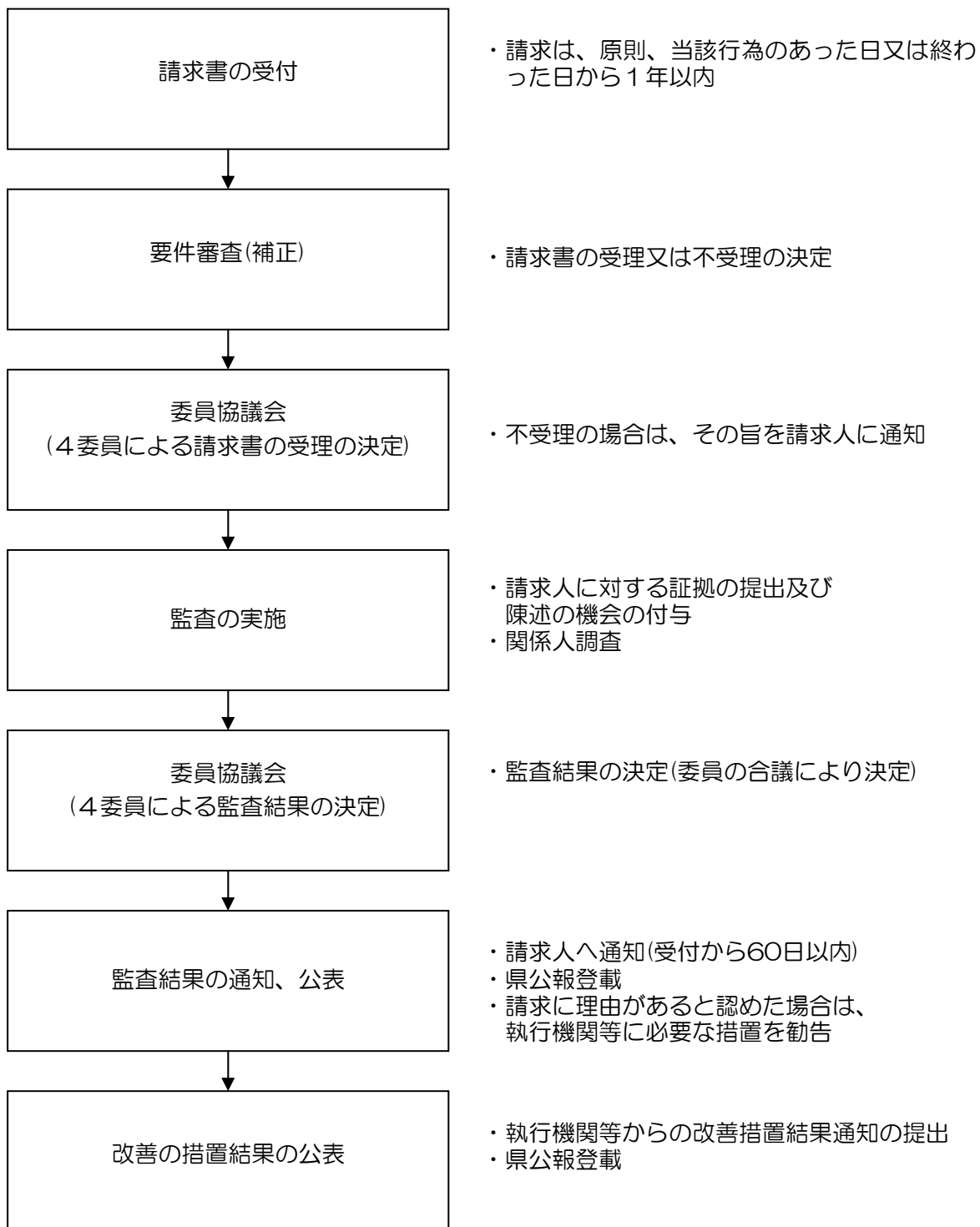
健全化判断比率等審査



例月出納検査(普通会計・歳入歳出外現金・基金・公営企業会計)



住民監査請求



(参考) 監査の「指摘」「指示」「意見」「検討」とは

1 監査結果の報告・公表及び意見の提出

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを議会、知事及び関係機関に提出し、かつ、県公報に登載して公表します。

必要があると認めるときは、報告に添えて意見を提出します。

公表の回数は原則として年5回です。

なお、監査の結果に関する報告やその報告に添える意見は、監査委員の合議により決定します。

2 監査の指摘等の区分

指摘、指示、意見、検討の区分は、次のとおりです。

区分	内 容
指摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のいずれかに該当すると認められる場合又はその他特に指摘すべき重大な事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指摘し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。 a 法令・条例・規則に違反している事項 b 収入確保に適切な措置を要する事項 c 予算を目的外に支出している事項 d 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項 e 既に指示事項又は検討事項としたもので是正又は改善がされていない事項 f 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要する事項
指示	指摘に掲げる事項のうち、軽微な誤謬等と認められる場合又はその他特に指示すべき事項であると認められる場合は、関係部局長等に対し文書で指示し、かつ、報告及び公表します。 なお、内容によっては機関名を特定せずに報告・公表する場合があります。
意見	組織及び運営の合理化に資するため、又は事業の適正化など多様な観点から必要と認められる場合は、関係部局長等に対し文書で意見を提出し、かつ、報告・公表します。
検討	本庁所管課等における改善又は調整が必要と認められる場合は、本庁所管課長等に対し文書で検討を求め、かつ、報告及び公表します。

(注) 平成 23 年度からは、上記のほか、単純かつ影響の少ないミス等について、再発防止に向けた「指導事項」(監査結果等は非公表)を設けました。

3 監査結果に基づく改善の措置の公表

議会、知事等から、監査結果に基づき又は監査結果を参考として改善の措置を講じた旨の通知を受けた場合は、その都度、当該通知に係る事項を県公報に登載して公表します。

4 指摘事項等に対する改善の措置状況の把握

指摘、指示、意見及び検討事項については、その改善の措置状況の把握に努めるとともに、次回の監査においてもその内容を確認します。